

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(総務部総務課)	8
○特定調達契約に係る入札の公告(2件)……………	(情報政策課)	8
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	11
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	11
○土砂災害警戒区域の指定……………	(砂防災害課)	11
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(砂防災害課)	12
○指定事務所登録機関の名称の変更の届出……………	(建築指導課)	12

告 示

北海道告示第685号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成24年12月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 落札に係る特定役務の名称(各1時間当たりの単価)及び数量
北海道庁本庁舎構内除雪業務 一式
- 落札を決定した日
平成24年11月26日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社佐野重機
(2) 住 所 札幌市西区発寒4条6丁目2番37号
- 落札金額
(1) 除雪ドーザー 13,650円
(2) ダンプトラック 6,300円
(3) ホイルローダー 4,200円
(4) バックホウ 6,300円
(5) 除雪作業員 2,100円
- 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成24年10月12日付け北海道告示第609号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部総務課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第686号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年12月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 483台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 限 平成25年2月28日
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成24年12月14日から同月27日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで。

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階 テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課）

(2) 入 札 日 時 平成25年1月8日 午後1時30分（送付による場合は、同日の午前11時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名 称 及 び 数 量 パーソナルコンピュータ 2,500台

イ 予 定 時 期 平成24年12月下旬頃

(2) この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告
平成24年2月28日付け北海道告示第127号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課のホームページにおいてダウンロードすることができる。（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>）

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課

(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5285

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 483

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., January 8, 2013

(If mailed , bids must arrive no later than 11 : 00 A.M., January 8, 2013)

C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Science and IT Promotion,
Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo
Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5285

北海道告示第687号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年12月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

調達をする物品等の名称及び数量は、次のアからウまでに掲げるものについて、それぞれ次のアからウまでに定めるところによるものとし、それぞれ借入台数分に係る1月当たりの単価について入札を実施する。

ア 入札番号1 パーソナルコンピュータの賃貸借 62台分 一式

イ 入札番号2 パーソナルコンピュータの賃貸借 9台分 一式

ウ 入札番号3 パーソナルコンピュータの賃貸借 3台分 一式

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成25年3月1日から平成30年2月28日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成24年12月14日から同月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階 テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課）
- (2) 入札日時 平成25年1月8日 午後2時30分（送付による場合は、同日午前11時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 2,500台
イ 予定時期 平成24年12月下旬頃
- (2) この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告
平成24年2月28日付け北海道告示第127号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課のホームページにおいてダウンロードすることができる。（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>）
- 9 落札者の決定方法
入札は1の(1)のアからウまでについて、それぞれ実施するものとし、落札決定に当たっては、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により、1の(1)のアからウまでにつきそれぞれ定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
契約書は、1の(1)のアからウまでについて、それぞれ作成を要する。
- 11 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 12 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次に
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
電話番号 011-204-5285

13 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
a Lease of Personal Computer 62 1set
b Lease of Personal Computer 9 1set
c Lease of Personal Computer 3 1set
B Bid tendering date and time : 2 : 30 P.M., January 8, 2013
(If mailed, bids must arrive no later than 11 : 00 A.M., January 8, 2013)
C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Science and IT Promotion,
Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo
Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5285

北海道告示第688号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成24年12月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 河東郡上士幌町字居辺東15線241の1・241の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、241の4、241の5、241の6
(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
(3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
2 (1) 保安林予定森林の所在場所 積丹郡積丹町大字神岬町52地先・54地先から56地先まで（以上4筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第689号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年12月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 空知郡南幌町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
2 保安林として指定された目的 風害の防備
3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び南幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第690号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年12月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
寺院沢川（I-21-0030）
(2) 土砂災害警戒区域の表示

北斗市当別、当別1丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第691号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年12月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上磯当別1丁目1（Ⅰ－2－211－1249）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北斗市当別、当別1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上磯当別2（Ⅲ－2－36－417）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北斗市当別、当別1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上磯当別3（Ⅲ－2－37－418）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北斗市当別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第692号

建築士法第26条の3第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、社団法人北海道建築士事務所協会から次のとおり変更の届出があった。

平成24年12月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定事務所登録機関の名称 （変更前）社団法人北海道建築士事務所協会
（変更後）一般社団法人北海道建築士事務所協会
- 2 変 更 年 月 日 平成25年1月4日
- 3 変 更 の 理 由 一般社団法人への移行のため

正 誤

○平成22年2月26日（第2156号）

北海道告示第140号（知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
82	左	14
誤	水源のかん養	
正	土砂の流出の防備	